

議案第78号

つくば市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年8月27日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例

つくば市危険物規制事務手数料条例（平成14年つくば市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（手数料の減免）

第5条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市危険物規制事務手数料条例（平成14年つくば市条例第75号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第4条（略）</p> <p><u>（手数料の減免）</u></p> <p><u>第5条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減免することができる。</u></p> <p><u>第6条</u>（略）</p> <p>附則（以下略）</p>	<p>第1条—第4条（略）</p> <p><u>第5条</u>（略）</p> <p>附則（以下略）</p>